

航空運賃還付の手続き



(沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業)

1. チケット購入	
〈 小 児 〉	〈 身体障がい者 〉
離島割引運賃 または 小児運賃	離島割引運賃 または 身体障がい者割引運賃



2. 航空機利用

3. 還付請求手続き (石垣市役所 市民課にて)

〈 必要書類等 〉

- ① 「搭乗券」または「搭乗証明書」(原本)※eチケット控えではありません
※「運賃種別」の記載のあるもの(“離島割”等)



- ② 航空券購入時の「領収書」(航空会社のHPから取得したものも可)
- ③ 印鑑 (認印可)
- ④ 対象者(小児・身体障がい者)の離島住民カード
- ⑤ 対象者 または 保護者の 通帳
- ⑥ 申請者(窓口に来る方)の本人確認ができるもの (免許証 等)
- (⑦) 身体障がい者の方は 身体障がい者手帳・療育手帳
(※第一種の方で同伴者がいる場合は同時請求をお願いします。)

4. 指定口座への還付金振込

